変 動 金 利 型 定 期 預 金

１．商品名	・変動金利型定期預金
２．販売対象	・法人および個人の方
３．期間	・法人 定型方式：１・２年 満期日指定方式：１ヶ月超２年未満 ・個人 定型方式：１・２・３年 満期日指定方式：１ヶ月超３年未満 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続）のお取扱いができます。但し、元利金の自動継続はできません。
４．預入 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・一括預入 ・１００円以上 ・１円単位
５．払出方法	・満期日以降、一括支払いします。
６．利息 （１）適用金利 （２）利払方法 （３）付利単位	 ・変動金利 ・預入後６ヶ月間は預入時の店頭表示利率を約定利率とし、預入日から６ヶ月毎に当金庫が預入の際に提示する自由金利型定期預金（M型）６ヵ月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。・自動継続後の利率は、継続日の店頭表示利率を適用いたします。 ・満期日以後の利息は、払出日または継続日の「普通預金利率」によって計算します。 ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する６ヶ月ごとの応当日）以後および満期日以後に分散して支払います。 尚、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日の前日までの日数および当金庫所定の中間利払利率により計算します。 ・１円（日割計算）

７．税金	・個人の方：分離課税（国税１５％、地方税５％）但しマル優適用分を除きます。 ・法人の方：総合課税 但し、分離課税は２０１３年から以下の通り変更となります。 ２０１３年１月１日～２０３７年１２月３１日まで 国税１５．３１５％、地方税５％（但しマル優適用分を除きます。）
８．手数料	―
９．付加できる特約事項	・個人のお客さまの場合 マル優のお取扱いができます。 自動継続扱いのものは総合口座のお取扱いができます。但し、貸越限度額は２００万円です。（貸越利率は、担保定期預金の約定利率に０．５％、上乗せしたものです。）
10．中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間利払日数および当金庫所定の中間利払掛日により計算した利息の合計額（期日前解約利息）をお支払いたします。
11．金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12．苦情処理措置紛争解決措置	＜苦情処理措置＞本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課 （９時～１７時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。 ＜紛争解決措置＞ 東京弁護士会 （電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で 紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所 （９時～１７時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
13．その他参考になる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険により元本１，０００万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して １，０００万円までと、その利息が保護されます。

中途解約利率	・満期日前に解約する場合は、その利息（期限前解約利息）は、預入日から解約日の 前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点以下第３位以下は切り捨てます）によって計算した利息とともに支払います。 尚、中間利息が支払われている場合は期限前解約利息との差額を清算いたします。 （１）預入日の１ヶ月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日とした預金 ６ヶ月未満　　解約日における普通預金利率 ６ヶ月以上１年未満　　約定利率×８０％ １年以上３年未満　　約定利率×８０％ （２）預入日の３年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ６ヶ月以上１年未満　　約定利率×７０％ １年以上１年６ヶ月未満　　約定利率×７０％ １年６ヶ月以上２年未満　　約定利率×７０％ ２年以上２年６ヶ月未満　　約定利率×８０％ ２年６ヶ月以上３年未満　　約定利率×９０％